

令和7年度 駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間		指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)
1	極東開発工業(株)	令和7年11月19日 ～ 令和8年 1月18日		2か月間 駒ヶ根市建設工事等入札 参加資格者に係る指名停 止要領 ・別表第2第5号(独占禁 止法違反)	対象会社は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に反す る行為を行ったとして、令和7年9月24日、公正取引委員会は極東開発工業(株)に 対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の 契約の相手方として不適当であると認められる。
2	(株) 本久	令和7年12月19日 ～ 令和8年 6月18日		6か月間 駒ヶ根市建設工事等入札 参加資格者に係る指名停 止要領 ・別表第2第5号(独占禁 止法違反)	対象会社は、公正取引委員会から、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定 に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部 の支部員17社と共に、課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。
3	サンリン (株)	令和7年12月19日 ～ 令和8年 6月18日		6か月間 駒ヶ根市建設工事等入札 参加資格者に係る指名停 止要領 ・別表第2第5号(独占禁 止法違反)	対象会社は、公正取引委員会から、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定 に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部 の支部員17社と共に、課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。
4	西松建設 (株)	令和8年1月14日 ～ 令和8年4月13日		3か月間 駒ヶ根市建設工事等入札 参加資格者に係る指名停 止要領 ・別表第1第2号(粗雑工 事)	西松・不動・神稻建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川 線(木曽川右岸道路)木曽郡上松町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆工 コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。
5	神稻建設(株)	令和8年1月14日 ～ 令和8年2月20日		1か月 1週間 駒ヶ根市建設工事等入札 参加資格者に係る指名停 止要領 ・別表第1第2号(粗雑工 事)	西松・不動・神稻建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川 線(木曽川右岸道路)木曽郡上松町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆工 コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。